

南丹市公衆無線 LAN サービス利用規約

第1条（目的）

本規約は、南丹市（以下「市」という。）が災害時の情報伝達手段の確保と国内外からの旅行者等の利便性向上を図る目的として提供する、誰もが無料かつ簡単に利用できる公衆無線LANサービス「Nantan Free Wi-Fi」（以下「本サービス」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとします。

第2条（利用者資格）

本市は、本規約に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、本サービスを利用する資格を付与します。なお、利用者が未成年者の場合には、親権者の同意を得て利用しているものとみなします。

第3条（利用料）

本サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由の如何にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとします。

第4条（本サービスの内容）

本サービスでは、利用者が所持するスマートフォン、タブレット端末、パソコン等（以下「通信機器」という。）の無線LAN接続機能を使ってインターネットに接続することができます。

- 2 本サービスでは、30分間でインターネット接続が切断されますが、第6条に定める利用者認証を行うことにより、再度利用ができます。
- 3 本サービスでは、利便性の向上のために無線区間の暗号化は行っておりません。悪意のある第三者が電波を故意に傍受し、IDやパスワードまたはクレジットカード番号等の個人情報、メールの内容等の通信内容を盗み見る可能性があります。本サービスを利用する機器のセキュリティ対策や重要な通信については、利用者の判断と責任の下で行ってください。

第5条（本サービスの利用の条件）

利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、電源等を準備するものとします。

第6条（利用の手続及び利用者認証）

本サービスを利用するには、本規約に同意の上、本サービスに接続後に表示したウェブブラウザにメールアドレス等を入力し利用者認証を行うものとします。

- 2 利用者は、本サービスを利用する都度、利用者認証を行うものとします。
- 3 災害時等、本市が必要と認める際には、利用者認証を行うことなく、本サービスを利用することができるものとします。

第7条（履歴情報及び特性情報の利用目的、取扱い）

（1）取得する情報の種類

本市は、利用者が本サービスを利用した際に、接続日時、MACアドレス、利用環境（ブラウザ種別など）、メールアドレス等認証時識別情報を取得します。

また、取得した情報は一定期間保存するものとします。

（2）取得した情報の利用

本市は、取得した情報を、本サービスの利用状況の調査や内容の充実等に利用します。

2 法令及び裁判官の発する令状等に基づき、警察等からこれらの内容について提出を求められた際は、これに応じるものとします。

第8条（個人情報の利用目的及び取扱い）

本市は、本サービスの利用に伴い、利用者から入手した個人情報を以下の目的にのみ利用します。

（1）本サービスの提供のため

（2）本サービスの利用状況を調査するため

（3）何らかの必要に応じて利用者との連絡を取るため

2 その他個人情報の取扱いについては、南丹市個人情報保護条例（平成18年1月1日施行）に基づくものとします。

第9条（著作権等）

本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等その他これらに類するものを含む。）は、本市又はそれぞれの権利の権利者に帰属します。

2 利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報又はファイルについて、著作権法で定める利用者個人の私的利用のための複製の範囲を超えて利用することはできないものとします。

3 利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報又はファイルについて、第三者をして使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。

4 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、本市をいかなる場合においても免責し、本市に対して損害を与えないものとします。

第10条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり、次に掲げる行為を行ってはなりません。

（1）第三者または本市の著作権やその他の権利を侵害する行為又はこれらを侵害するおそれのある行為

（2）第三者または本市の財産やプライバシーを侵害する行為又はこれらを侵害するおそれのある行為

（3）前2号に掲げる場合のほか、第三者または本市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為

（4）第三者または本市を誹謗中傷する行為

- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為、もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結びつく行為、もしくはそれらのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (9) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
- (10) 特定又は不特定多数に配信する広告・宣伝・勧誘等または詐欺まがいの情報もしくは嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利目的とする行為
- (13) 第三者また本市に対しメール受信を妨害する行為、もしくは連鎖的なメール転送を依頼または当該依頼に応じて転送する行為
- (14) 本サービスによりアクセス可能な本市及び第三者の情報改ざん、消去する行為
- (15) 第三者または本市に迷惑・不利益を及ぼす行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本サービスの運営を妨げる行為
- (16) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反する、もしくは違反するおそれのある行為、又は本市が不適切と判断する行為

第11条（免責事項）

本市は、本サービスの提供に関連して利用者に生じた損害、トラブル等について一切の責任を負いません。

- 2 本市は、利用者が使用する通信機器、及びソフトウェア等について、一切動作保障は行わないものとします。
- 3 本市は、本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと、及び本サービスが中断なく稼働することをなんら保証しません。本市は、本サービスにいかなる不備があってもそれを回復、訂正等する義務を負いません。
- 4 本サービスでは、電波状況、回線状況などによりその接続や速度は保証されません。
- 5 本市は、本サービスの仕様に関するご質問には一切お答えいたしません。

第12条（通信利用の制限等）

本市は、青少年の健全な育成等の観点から特定のウェブサイトへの接続を制限することがあります。

第13条（本サービスの中止等）

本市は、事前に通知なく、本サービスの機能の全部又は一部の変更、中止又は終了できるものとします。なお、当該変更、中止又は終了により利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても本市は責任を負わないものとします。

- 2 利用者が本規約に定める事項の一つでも違反した場合、本市は、事前に通知なく当該利用者との間において利用者資格を解約し、本サービスの使用を中止させることができるものとします。

第14条（本規約の変更）

本規約の内容は、本市が必要と判断した場合、利用者の事前又は事後の承諾を得ることなく、予告なく変更します。変更後に本サービスを使用された場合、利用者は当該変更について同意したものとみなします。

第15条（損害賠償）

利用者が本規約に違反した結果、本市が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するものとします。

第16条（法令等の順守）

利用者は、本サービスの使用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとします。

第17条（準拠法及び裁判管轄）

本規約に関する準拠法は日本法とします。また、本規約又は本サービスに関連して本市と利用者間で紛争が生じた場合、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は平成28年3月15日より実施するものとします。

附則

本規約は平成28年11月1日より実施するものとします。